

「武蔵野市立保健センター増築及び複合施設整備基本計画（素案）」に対する
意見（パブリックコメント）について

1 募集期間 令和4年2月4日（金曜日）から2月28日（月曜日）

2 意見件数 計46通 148件

3 ご意見を受けて基本計画(素案)から修正をすると回答したもの

| 素案ページ | 意見内容 | 対応方針 |
|-------|---|---|
| 3 | p.3 I-3 基本計画で用いる用語についてについて一部でも構わないので、用語が使用されているページ数を示してほしい。 | ご意見を踏まえ、修正いたします。 |
| 12 | <p>II-3 増築にあたっての基本方針(素案12頁)の項には、「増築工事における基本方針」を⑤として、追記すべきです。</p> <p>理由</p> <p>増築工事を行う隣接地および大規模改修工事を行う既存建物敷地周辺は、比較的交通量が少なく、多くの住宅地に隣接している上、小学校、図書館、保育園等に通う子供たちや、道路を挟んですぐ西側にある武蔵野年金事務所へ来所する高齢者等の通行が終日続く地域です。また、増築および既存建造物の撤去に伴う周辺地域に及ぼす騒音、振動、塵埃への軽減対策の実施が必須です。従って、次の基本方針を追記すべきです。</p> <p>「増築工事敷地周辺地域の安全と安心を確保する」</p> <p>[長期計画 6 行財政 基本施策3-(1)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・増築工事における敷地周辺住宅の居住環境への配慮 ・増築工事における敷地周辺地域の居住者の理解等の確保 ・増築工事中における敷地周辺の通行者等への安全確保 | <p>ご意見いただきました工事期間中の安全確保、周辺配慮につきましては、工事発注の際に施工業者に、工事の際の配慮事項として提示いたします。</p> <p>本件につきましては、基本計画(素案)P39「3 建築計画における留意事項」及びP42「2 配慮事項」にて、記載を修正いたします。</p> |
| 13 | (3)現在の我が国が抱える最大の課題は災害対策である。市民の希望を考慮しても災害医療体制の充実は不可欠であり、保健センターそのものが災害医療体制を支える場として単なる備蓄庫にとどまらない柔軟な災害医療対策を担える機能を備えるべきである。 | ご意見いただきました点につきまして、基本計画(素案)P13に、災害医療体制を補完する施設として防災機能を拡充する旨を追記します。 |
| 18-19 | 5、類似市の動向はどうか | それぞれ複合化する機能は異なりますが、三鷹市、立川市、日野市をはじめ、多くの自治体で、子どもに関する機能を複合化した施設を設置しています。なお、現在、国でも、母子保健と児童福祉の一体化を目指す方向性を示しているため、今後も複合化を図る動きが全国的に進む可能性があるものと認識しています。 |

| 素案ページ | 意見内容 | 対応方針 |
|-------|--|--|
| 28-29 | <p>1. エントランスフロアのオープン性と秘匿性 「全ての子どもと、子育てに関わる人が、必要なときにサポートを求めることができる」との基本理念に共感致します。そして、その理念を前提に考えると、複合施設内のエントランスフロアの役割はいわゆる“駆け込み寺”的な意味を持つであろうことは想像できますので、比較的オープンな雰囲気ファーストコンタクトとなるべき場所として設置されるのだらうと考えます。その際に、以下二点について重要視して頂きたいと思えます。これは、建物のレイアウト設計等にも関わる部分だと思えるので、本計画内で書き込んで頂きたいと思えます。</p> <p>①子どもが単独でも相談に訪れることができるような雰囲気づくり ほとんどの場合、親+子どもと一緒に、あるいは親が単独で相談に来るケースであらう。しかし、中には親との関係がうまくいっておらず子どもが単独で悩んでいる場合、心配させたくなくて親に上手く相談できない子供がいる場合もあるだらう。そんなときに、子どもが単独でも相談に訪れることができるような雰囲気づくりを希望致します。</p> | <p>いただいたご意見を踏まえ、基本計画(素案)P29の「⑥子どもの居場所」の部分に、「子どもがひとりでも相談に訪れやすいような雰囲気づくりがなされている」という記載を追記します。なお、子どもの居場所については、今後、当事者である子どもの声も聞きながら検討していきたいと考えています。</p> |
| 28-29 | <p>②相談に訪れた子どもや家庭のプライバシーを守る秘匿性 一方で、あまりにもオープンすぎる設計だと、相談に訪れた方々の秘匿性が担保されないのではないかと懸念します。例えば、いじめに悩んでいる子が相談に来たことが同級生のいじめっ子に目撃されるようなことが起きれば、より一層いじめに拍車がかかる可能性があります。また、保護者が相談に来た時も、近所の方々に見られたくない思いがあらうと思えます。職員の個人情報に関する守秘義務などは当然のこととして、場所・空間としてのプライバシー保護を確保する設計が本計画の中に書き込まれていないように思えます。</p> | <p>オープンな雰囲気かつ、多様な相談が集約される複合施設となることで、何を相談しに来たのか特定しにくくなるというメリットがあると考えられます。一方で、やはり他者の目が気になるという方もいらっしゃると思いますので、出入口のつくり方や建物内の動線の配慮により、プライバシーを確保するよう検討いたします。この点について、基本計画(素案)P30「3. 近接すべき機能、配置に配慮すべき機能」を改編し、プライバシー確保に関する項目を追加いたします。</p> |
| 39 | <p>意見：8 p. 39 V-3 (4)ユニバーサルデザイン・バリアフリーについてについて 高齢者・障害者だけでなく、LGBTQ+のかたへの配慮も忘れずにしてほしい。LGBTQ+の子どももいます。</p> | <p>ご意見を踏まえ、修正いたします。</p> |